

八代市立第一中学校 P T A 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、八代市立第一中学校 P T A (保護者と教職員の会) と称し、事務局を八代市立第一中学校 (以下「本校」という。) におく。(住所: 熊本県八代市北の丸町 1-29)

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な提携協力によって、自らの教養を高めながら家庭及び学校並びに社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、自主研修団体として活動し、特定の政党や宗教にかたよらず、営利事業は、一切行わない。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する保護者及び教職員で構成する。但し、顧問及び相談役は、この限りでない。

(会員の権利義務)

第5条 会員は、会の目的を達成するために、総会において動議を提出し、議決を求めることができる。

第6条 会員は、総会で決定された事項を守らなければならない。

第7条 会員は、会費を納め、P T A 団体傷害保険等必要な保険に加入するものとする。

(役員等)

第8条 本会に次の役員及び顧問を置く。又、必要に応じて、相談役を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名

(3) 会計長 1名

会計 2名 (内1名は、教職員とし、役員に含まない。)

(4) 委員長 各委員会1名

(5) 監査 3名

(6) 顧問 3名程度 (学校長、前会長及び会長が選任し、総会において承認された者)

(7) 相談役 2名程度 (会長が選任し、総会において承認された者)

第9条 役員、顧問及び相談役の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を統括代表し、会の運営に必要な会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その職務を代行する。又、担当委員会を統括する。

(3) 会計長及び会計は、本会の会計事務を司る。

(4) 委員長は、当該委員会の目的達成のため、委員を招集し、その任務を遂行する。

(5) 監査は、本会の運営、経理及び全般を監査し、その結果を定期総会で報告する。

(6) 顧問は、本会の全般に亘り相談に応ずる。

(7) 相談役は、臨時事項について相談に応ずる。

第10条 役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第11条 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び本部役員会とし、会長が招集する。

2 会議の議事は、議事録を作成しなければならない。

第13条 定期総会は、毎年4月又は5月及び2月に開催する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員の10分の1以上から議案を示して総会招集の要求があったときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、本会の意志を決定する最高の機関で、会員の5分の1以上の出席 (委任状を含む) をもって成立し、その議決は、出席会員の過半数をもって成立する。

3 総会開催が困難な場合は、書面決議をもってこれにかえることができる。

4 役員会及び本部役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立し、会長が議長を務めるものとする。

5 役員会及び本部役員会の議決は、出席役員過半数をもって成立し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第14条 総会の議長は、出席会員の中からその都度会長が選任する。

第15条 4月又は5月の定期総会は、次の事項を審議する。

(1) 前年度事業報告、決算の審議及び承認

- (2) 本年度事業計画、予算の審議及び承認
- (3) その他、必要な事項

2 2月の定期総会は、次の事項を審議する。

- (1) 次年度役員の審議及び承認
- (2) その他、必要な事項

第16条 役員会は、会長が必要と認めたときに、招集し開催する。

2 役員会は、本会の役員、顧問及び教職員の代表で構成する。但し、会長が必要と認めた時は、相談役を招集することができる。

3 会員の過半数から議案を示して役員会招集の請求があったときは、会長は、直ちに役員会を開催しなければならない。

第17条 役員会及び本部役員会の任務権限は、次のとおりとする。

- (1) 各役員会において立案された事業計画、予算案、決算及び事業報告の審議
- (2) 総会に付する議案の作成と提案、総会の議案に基づく会務及びその他の一般会務の執行
- (3) その他、重要な事項の審議

第18条 本部役員会は、会長、副会長、会計長、監査及び総務委員長の5役（以下「5役」という。）で構成する。

2 5役は、役員会が円滑に運営できるように本部役員会を開催し、必要に応じて各委員長を参加させることができる。

3 本部役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員会から委託された事項
- (2) その他必要な事項

(委員会)

第19条 本会は、その目的を達成し、事業計画を遂行するため、次の委員会を置く。但し、必要に応じて役員会の議決を経て特別委員会をおくことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修・広報委員会
- (3) 保体・安全委員会
- (4) 環境・リサイクル委員会
- (5) 読み聞かせ委員会
- (6) 各学年委員会
- (7) 育成委員会

第20条 各委員会は、以下の取り組みを行う。

(1) 総務委員会は、会議の資料及び議事録作成並びに各委員会の事業計画及び事業報告等の資料を整理統合し保管する。

(2) 研修広報委員会は、以下の取り組みを行う。

ア 研修会、視察等を計画・実施し、生徒や保護者の学びの場をつくる。また各種研究大会への参加啓発を行う。

イ 生徒の活躍や本会の活動等について、広報誌の発行等の手段による情報発信を行う。

(3) 保体・安全委員会は、以下の取り組みを行う。

ア 学校と連携し、体育大会の準備及び片づけを行う。

イ 役員及び親子親睦スポーツ大会において担当各単位PTAとの連絡調整を図る。

ウ 学校内外における生徒達の交通安全の啓発・向上に努める。また各行事の際は、本校敷地内の交通誘導を行う。

エ 挨拶の励行・生徒の見守り活動を行う。

(4) 環境・リサイクル委員会は、以下の取り組みを行う。

ア 「愛校作業」を行い、本校敷地内の環境美化に努める。また地域と連携し、本校周辺部の清掃活動を行う。

イ 制服等、リサイクル可能なものを、卒業生を含む各家庭から募り、その準備・販売を行う。

(5) 読み聞かせ委員会は、授業の合間等空き時間を活用し、生徒達に本の読み聞かせを行うなど、読書への更なる興味をもつ機会を創出する。

(6) 各学年委員会は、学年ごとに必要と思われる親睦・研修行事等を企画・実施することで、生徒・保護者・教員間の交流を図る。

(7) 育成委員会は、部活動育成会とし、本校体育部活動規約に準ずる。また育成会会長は、会長が兼任する。

第21条 会長及び学校長は、委員会及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第22条 各委員会は、委員長1名、副委員長2名程度で構成する。

2 委員長は、各種事業を企画・実施するにあたり、担当の教職員の意見を聞いた上で協力を求めることができる。

(会計)

第23条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第24条 本会の会費は、役員会においてその額を定め、総会の承認を経て決定する。

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(指名委員会)

第26条 指名委員会は、12月の役員会で承認を得て、設置する。

2 指名委員会は、会長、副会長、総務委員長、会計長及び監査で構成し、事務等は、総務委員会が補佐する。

3 指名委員会は、次年度会員の中から役員候補者を指名し、2月の定期総会で承認を得て決定する。なお、次年度入学予定生徒の保護者も指名できるものとする。

4 指名委員長は、会長が務める。

5 会長は、原則として各校区で輪番制とする。但し、次番校区から選任できない場合は、この限りでない。

第27条 総会において承認された会長は、直ちに本部役員会を開催し、次年度から速やかに活動できるように努める。

(雑則)

第28条 会則は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

第29条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に則り、役員会の議決を経て定めることができる。

第30条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会を経て、会長が別に定める。

付 則

本改正会則は、昭和53年4月1日より施行する。

本改正会則は、平成11年4月28日より施行する。

本改正会則は、平成13年2月28日より施行する。

本改正会則は、平成18年4月28日より施行する。

本改正会則は、平成20年4月26日より施行する。

本改正会則は、平成21年4月24日より施行する。

本改正会則は、平成25年2月10日より施行する。

本改正会則は、平成26年2月4日より施行する。

本改正会則は、平成27年4月24日より施行する。

本改正会則は、平成30年2月8日より施行する。

本改正会則は、平成31年2月8日より施行する。

本改正会則は、令和2年2月7日より施行する。

本改正会則は、令和2年6月1日より施行する。

本改正会則は、令和4年4月1日より施行する。

本改正会則は、令和5年4月1日より施行する。

本改正会則は、令和7年4月1日より施行する。